**平成２２年（フ）第５８０号**
兵庫県姫路市書写53番地12
債務者　矢野　恭子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第６７８号**
兵庫県加古川市野口町水足221番地の１野口団地18―104号
債務者　柿内タイルこと　柿内　昌幸
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第６７９号**
兵庫県加古川市野口町水足221番地の１野口団地18―104号
債務者　柿内　絹子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第６８７号**
兵庫県姫路市飾磨区高町１丁目233番地
債務者　前田ゆかり
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第７１０号**
兵庫県姫路市花田町勅旨103番地市営住宅３棟21号
債務者　本山　弘司
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第７１５号**
兵庫県加古川市加古川町西河原17番地の１加古川西団地４―102号
債務者　望月　誠一
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第７１６号**
兵庫県加古川市加古川町西河原17番地の１加古川西団地４―102号
債務者　望月多津子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第７５６号**
兵庫県高砂市美保里18番26号
債務者　森下　敬計
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第７５８号**
兵庫県加古川市別府町西脇119番地の１東明アパート２階３号
債務者　山田　勝一
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第７６３号**
兵庫県姫路市網干区高田54番地５　レオパレス共栄107号、従前の住所兵庫県相生市向陽台８番５号
債務者　専當　晋作（旧姓石原）
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第７７６号**
兵庫県相生市那波野１丁目３番14号
債務者　岸本　　徹
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第７７８号**
兵庫県姫路市花田町勅旨418番地29
債務者　魚住　尚義
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第１３９５号**
広島市西区山田町539番地
債務者　山口　　弘
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１４２８号**
広島市佐伯区河内南１丁目40番５号
債務者　有田　育実
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１４４９号**
広島市中区河原町７番10―802号
債務者　友田　光世
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１４９１号**
広島市中区吉島東１丁目23番14―302号　栄マンション
債務者　川島　利昭
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１５０号**
福岡県飯塚市楽市247番地２　第２中村ハイツ202号
債務者　湯口恵美子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２２年（フ）第３３９号**
福岡県うきは市吉井町鷹取350番地５
債務者　中嶋　正男
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部